

大口町立小中学校外国語指導業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大口町立小中学校外国語指導業務（以下「業務」という。）の受託者をプロポーザル方式により最適な者を審査するため、大口町立小中学校外国語指導業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務の企画提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）の審査に関すること。
- (2) 企画提案書の評価基準の設定に関すること。
- (3) 提出要請者から提出された企画提案書の審査
- (4) その他審査の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、生涯教育部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは委員長があらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、大口町教育委員会教育長が指名する9名以内の委員で組織する。
 - (1) 学校教育課長
 - (2) 学校教育課指導主事
 - (3) 小学校長
 - (4) 中学校長
 - (5) 小学校又は中学校の職員の代表者
 - (6) 行政課長

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、提出された企画提案書について、審査を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大口町教育委員会学校教育課において行う。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は大口町教育委員会が別に定める。

附 則 (教委告示第1号 平成25年1月10日)

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。